

議案第 14 号

小城市幼保小連携ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する訓令

小城市幼保小連携ネットワーク会議設置要綱（平成 25 年小城市教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 21 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市幼児・保育ネットワーク会議の園の新規加入により、委員数の変更をする。保育教諭、認定こども園に関わる文言を加える。これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市幼保小連携ネットワーク会議設置要綱の一部を改正
する訓令

小城市幼保小連携ネットワーク会議設置要綱（平成 25 年小城市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、小学校教諭」を「保育教諭及び小学校教諭」に改め、同条第 3 号イ中「幼稚園幼児指導要録」の次に「及び認定こども園幼児指導要録」を加える。

第 3 条第 1 項中「26 人」を「29 人」に改め、同条第 3 項中「16 人」を「19 人」に改め、「園長補佐」の次に「、副園長」を加える。

第 6 条第 1 項中「原則年 2 回開催し、議長が招集する」を「議長が招集し開催する」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

現行	改正案
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 ネットワーク会議は、幼児期の育ちや学びに関する情報と小学校における学校教育の現状に関する情報を共有化し、相互の教育内容を理解し、各施設において安定した教育、保育環境を整えるため、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員（保育士、幼稚園教諭、<u>小学校教諭</u>）の交流に関すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 保育課程、教育課程の編成、指導方法の工夫に関すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録_____の活用</p> <p>ウ (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ネットワーク会議は、議長、副議長及び委員<u>26人</u>以内で組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育施設等及び認証保育施設から選出された各施設の代表者<u>16人</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 ネットワーク会議は、幼児期の育ちや学びに関する情報と小学校における学校教育の現状に関する情報を共有化し、相互の教育内容を理解し、各施設において安定した教育、保育環境を整えるため、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員（保育士、幼稚園教諭、<u>保育教諭及び小学校教諭</u>）の交流に関すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 保育課程、教育課程の編成、指導方法の工夫に関すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録<u>及び認定こども園</u>指導要録の活用</p> <p>ウ (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ネットワーク会議は、議長、副議長及び委員<u>29人</u>以内で組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育施設等及び認証保育施設から選出された各施設の代表者<u>19人</u></p>

(園長、教頭、園長補佐、主任保育士等)、及び小学校から選出された代表者10人 (校長会代表、教頭会代表、教務主任または1年生学年主任) で、教育委員会が委嘱する。

4 (略)
(会議)

第6条 会議は、原則年2回開催し、議長が招集する。

2及び3 (略)

(園長、教頭、園長補佐、副園長、主任保育士等)、及び小学校から選出された代表者10人 (校長会代表、教頭会代表、教務主任または1年生学年主任) で、教育委員会が委嘱する。

4 (略)
(会議)

第6条 会議は、議長が招集し開催する。

2及び3 (略)